

福祉みえ

2023年 8月号

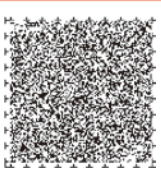
No.385



県内各地で開催した新任保育士元気アップ研修（津会場）の様子です。福祉みえでは、表紙に掲載する写真を募集しています。詳しくは、本会広報紙担当までお問い合わせください。

contents

- 特集：『みえ福祉の「わ」創造事業』の取り組みに迫る 2
- 第64回東海北陸保育研究大会「三重大会」開催 5
- 連載：そうだ！先輩に聞こう／令和5年度 子どもの居場所支援事業 6
- information 7
- ありがとうメッセージ 8



福祉みえでは、2～4ページの特集記事に uni-voice による音声コードを導入しています。

ふれあいネットワーク

社会福祉法 三重県社会福祉協議会

特集

『みえ福祉の「わ」創造事業』の取り組みに迫る

事業概要

少子高齢化の進行や雇用形態の多様化、核家族や単身世帯の増加など、世帯の姿が変化する中で様々な生活課題を抱える方が多くなっています。その中で、地域の課題解決に取り組むために、社会福祉法人の協働によって本事業を平成28年4月1日から実施しています。令和5年3月末時点で161法人の参画があり、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決に取り組んでいます。

本事業では、生活に困窮している方々、または低所得者の支援を目的とした4つの事業「生活困窮者支援緊急食糧提供事業」「緊急時物品等支援事業」「生活困窮者就労活動支援事業」「賃貸住宅入居保証事業」に加えて、「ヘルプマーク配布協力事業」

「災害派遣助成事業」「地域公益活動広域連携助成事業」を実施してきました。

また、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者が増加したことで、本事業の利用件数も増加しました。

これにより基金残高が逼迫したため、今年度から一部事業を休止し、主に次の3つの事業を実施することとなりました。

3つの事業とは

① 緊急食糧提供事業

緊急的に食糧を提供することにより、当該世帯の生活維持及び再建に向けた相談支援を推進します。

食糧は、認定NPO法人セカンドハーベスト名古屋から提供いただいています。

② 緊急時物品等支援事業

緊急性の高い、または就職活動の準備のため支援を要する生活困窮者に対し、必要な物品提供を行います。

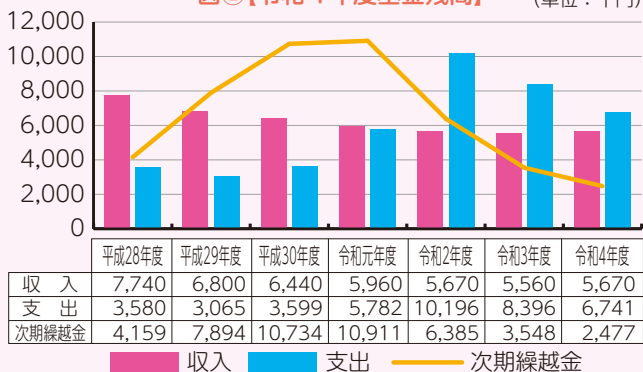
③ 生活困窮者就労活動支援事業

生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用者が、就労活動を行うための交通費を助成し、就労による自立に向けた支援を行います。

本事業は少しずつ浸透してきていますが、実際の活用状況が十分には伝わっていないことが課題の一つとなっています。

そこでこのたび、参画法人からの拠出金が実際にどのように有効活用されているのかをお伝えするために、生活困窮者支援緊急食糧提供事業、緊急時物品等支援事業の2つを利用された方々とその支援を担当する相談員にお話を伺いました。

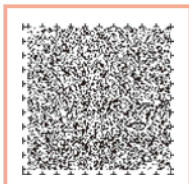
図②【令和4年度基金残高】 (単位：千円)



※表中の金額は千円単位で切り捨てているため、数値に齟齬が生じる場合があります。

図①【参画法人数・参画口数】

参画法人の推移	参画法人数	参画口数
平成28年度	167	774
平成29年度	164	680
平成30年度	167	644
令和元年度	165	596
令和2年度	164	567
令和3年度	165	556
令和4年度	161	567



利用者のこえ

A氏 (60代) 男性

◎本事業を利用した経緯はどのようなものですか。

私は、持病などの理由から仕事を退職し、退職後、2〜3か月ほどは、年金と貯蓄を切り崩して生活していました。しかし、出費が重なった月に生活費に余裕がなくなりました。

同時期に就職活動のためハローワークへ行き、そのときに、ハローワークの担当者が自立相談支援機関に連絡してくれました。そこから、自立相談支援機関の担当者の面談を受け、生活状況について話しました。その面談で、緊急食糧提供事業の利用を勧められ、私は過去にも緊急食糧支援提供事業を利用したこともあったことから、今回も利用しました。

食糧の提供を受けた後、緊急時物品等支援事業では、就職活動に必要な公的書類の発行や生活必需

品の購入に利用しました。緊急時物品等支援事業を利用したこと、スムーズに新しい職場に内定し、現在はその職場で働いています。新しい職場は、前の職場と比べると良い環境です。

◎本事業を利用してどのように思われましたか。

ものすごく助かりました。これになかったらどのように生活を建て直してよいかわからなかったと思います。

気分的にも楽になりました。何もないう状態だと、どうしようかと思いますが、この事業の利用で、ゆとりまではいかないですが、ゆとりに近い状態があります。今から生活を元々の状態に戻していくため、先に進まないといけないと思っています。

相談員のこえ

◎相談支援業務の中で、対応が難しいのはどのようなケースですか。

多重債務状態や生活水準が高いままの方は、課題が複雑になっていく場合や、本人の意思等について課題がある場合は対応が難しくなっています。

◎本事業の利用により相談支援業務が円滑に進むことはありますか。

円滑に進むことは多々ありますね。緊急食糧提供事業は頻繁に連絡をいただくこともあるので、比較利用しやすい制度なのかなと思います。

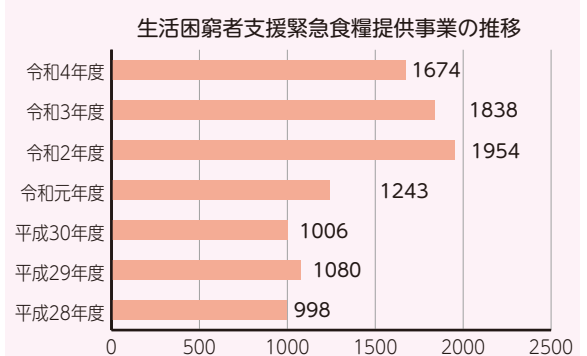
利用者のこえ

B氏 (30代) 男性

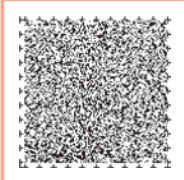
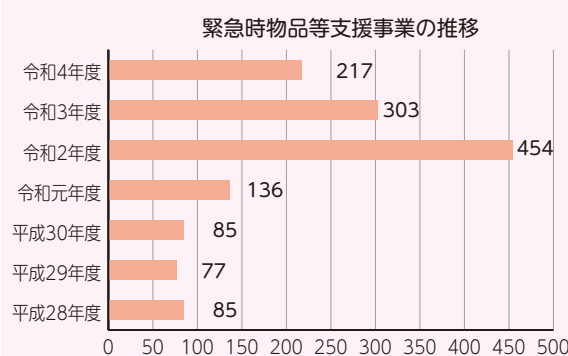
◎本事業を利用した経緯はどのようなものですか。

約8年前、骨折した際に生活が困窮状態となり、生活保護の相談に行きました。生活保護課で緊急食糧提供事業を案内され、

図③【生活困窮者支援緊急食糧提供事業の実施件数】



図④【緊急時物品等支援事業の実施件数】



1回目の利用をしました。

骨折する前からすでに生活が苦しい状態は続いていましたが、骨折が大きなきっかけでした。緊急食糧提供事業の利用後、生活状況は一時持ち直したものの、その時は長期的に安定するまでにはなりませんでした。

1回目の利用をきっかけとして、社会福祉協議会（社協）の存在を知り、その後も生活相談に行っていました。社協から足が遠ざかった時期もありましたが、再度自身の生活状況などについて相談するようになりました。

そのような中で、仕事の変更に際により生活費が途切れるタイミングで食糧や物品の提供が必要になり、現在は緊急食糧提供事業3回と緊急時物品等支援事業を利用してあります。

◎本事業を利用してどのように思われましたか。

とても助かりました。なかったら病院に搬送されていたかも

しれないですね。この事業の存在を利用するまでは知らなかったのも、もっと早く知りたかったと思います。社協についても相談に行くまでは知らなかったのも、もっとみんなに知ってほしいですね。

◎本事業の利用後に生活は変化しましたか。

事業を知るまで水だけで過ごすほど、食べ物に本当に困っていたので、そこから生活を立て直すためには十分な内容でした。利用後は、就労支援等を受けながら新たな就職先を見つけることができ、現在は安定した生活を送ることができるようになりました。

相談員のこえ

◎どのような方からの相談が多いですか。

市や町の行政窓口・民生委員・ハローワークなどからの紹介で来所される方が多いです。最近だと、高齢者（70代〜80代）の方の相談が増えています。

◎相談支援業務の中で、対応が難しいのはどのようなケースですか。

本人さんにご自身の課題をご理解いただけないケースは難しいですね。理解していただければ、自発的に相談に来られる方が多いです。そうでない場合に、食糧の提供などによって、きっかけを作ります。

◎本事業の利用により、次の支援につながるケースはどのようなケースですか。

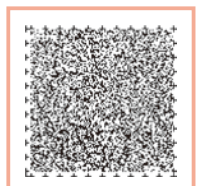
距離を縮めるのが難しい方もいらつしゃいますので、そういう方と距離を縮めたり、生活上の困りごとを話してもらう、あるいは課題を認識してもらうた

めの機会を設けるためにも役に立っています。

終わりに

今回のインタビューをとおして、三重県内の161社会福祉法人より拠出いただいている資金が、上記事業によって、各地域住民の方の生活課題解決に有効活用されていることを改めて確認いただけたのではないのでしょうか。

一方で、三重県内には約330の社会福祉法人がありますが、参画法人は約半数にとどまっていますので、今後も様々な機会を通して情報発信していきます。それにより、より多くの社会福祉法人に、本事業の趣旨をご理解いただき、ご参画いただくことで、それが地域における包括的な支援体制を構築していくことにつながっていきます。



第64回東海北陸保育研究大会「三重大会」開催

開催日時 令和5年7月12日(水)・13日(木)
大会テーマ 「すべての子どもの権利と育ちを保障していく社会の実現」をめざして



4年ぶりの集合形式で行われた三重大会

の保育関係者が三重県総合文化センターに一堂に会して、第64回東海北陸保育研究大会が開催されました。

2022(令和4)年6月の児童福祉法等の改正。また令和5年度には、子ども政策の新たな推進体制の中核として「子ども家庭庁」が設立され、子どもの権利を守るための理念などを規定する「子ども基本法」が施行されました。

こうしたなか、私たちは、保育士や保育教諭に求められる専門性や保育所、認定子ども園等の地域における子育て支援拠点としての役割を十分理解したうえで、

新型コロナウイルス感染症の位置づけが「5類」に引き下げられたのに伴い、令和5年7月12・13日の両日、東海北陸6県より510名

一人ひとりが保育の質の向上に努めていかねばなりません。

三重県社会福祉協議会と東海北陸ブロック保育協議会が主催した本大会は、東海北陸6県の保育関係者が、子どもの最善の利益を追求し、ともに学び合い、保育の研究を深め、一層充実した保育実践を目指すことを目的としています。

大会式典では、藤谷俊文氏(三重県保育協議会会長)による開会のことばを皮切りに、服部浩氏(三重県副知事)の共催者挨拶、山本佐知子氏(参議院議員)の来賓祝辞と続き、次年度主催県の和田陽子氏(福井県社会福祉協議会・保育部会保育士会会長)が、大会宣言を高らかに読み上げました。

さらに、鎮目健太氏(こども家庭庁保育政策課教育・保育専門官)による行政説明、名張市公立保育所の研究発表が行われた後、西岡純一氏(株式会社スタジオジブリ 広報・学芸担当スーパーバイザー)による「迷子になろうよ、一緒に。子どもが楽しみながら冒険心や自立心

を育む仕掛け、視点」と題した記念講演が開催されました。

続いて東日本大震災で被災された経験を持つ八木沢弓美子氏(おおつち子ども園園長)と川口淳氏(三重大学大学院工学研究科 地域圏防災・減災研究センター 社会連携部門長 准教授)が登壇し「保育所における防災について」と銘打たれたシンポジウムが行われました。

翌13日は、8つの会場でテーマ別の分科会を開催。活発な論議が交わされ、実に4年ぶりの集合形式となった東海北陸保育研究大会は無事に終了いたしました。



株式会社スタジオジブリ西岡純一氏の記念講演



八木沢、川口両氏によるシンポジウム

分科会

- 第1分科会 「新たな時代の保育実践～すべての子どもにむけて～」
- 第2分科会 「配慮を必要とする子どもや家庭の支援に向けて」
- 第3分科会 「保育者の資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する」
- 第4分科会 「地域の子育て家庭への支援の充実にむけて」
- 第5分科会 「子どものより良い育ちと安全・安心の環境づくりにもむけた関係機関とのネットワーク」
- 第6分科会 「家庭や地域との連携による食育の推進」
- 第7分科会 「保育の社会化にむけて～保育の営みをいかに社会に発信するか～」
- 第8分科会 「公立保育所・公立認定こども園等の使命と地域社会での役割」

そうだ!
先輩に
聞こう

連載 第8回

本連載は、悩める若手職員・新任職員様から業務上でのお悩みや困り事をお預かりし、そのお悩みに、県内の福祉施設で働く仲間である同業種の先輩からメッセージをいただき新任職員・若手職員を応援する連載です！

きっと、同じような悩みをもつ仲間もいるはず！先輩職員からのメッセージをヒントにあなたの業務に活かしてくださいね★

子どもたちにイライラしてしまう

相談者 児童養護施設 保育士
経験年数 1か月



子どもたちのワガママや、言う事を聞かない場面で、どうしてもイライラしてしまいます。自分がイライラした時は、子どもから一旦離れるようにしていますが、しんどいと思うことがよくあります。どうしたら良いですか…。

まずはイライラの原因となるものについて考えてみてはいかがでしょうか？それによって解決策も変わってくると思います。

- ①自分の言うことを聞いてくれない→子どもがどんなときに聞いてくれないのか、その子の視点で考えてみる。
- ②時間がおしていたり、次の予定が迫っている→声掛けのタイミングを早める。
落ち着いて分析してみると、陥りやすいイライラパターンが見えてくるかもしれません。身近な先輩にも相談してみてくださいね。
イライラコントロールを身につけて、子どもたちと楽しい時間が過ごせることを願っています。



児童養護施設 保育士
【経験年数 10年】

※掲載したお悩み等は、本会が実施した新人向け研修等の参加者からお寄せいただいたものから広報委員にて選定のうえ、一部要約及び編集して掲載しています。
※個人の特定を避けるため、新任職員及びメッセージをお寄せいただいた先輩職員の両者を匿名で掲載をしています。ご了承ください。

令和5年度 子どもの居場所支援事業

本会では、子ども食堂をはじめとした、“子どもの居場所”の増加に伴い、県内各地で取り組まれている子どもの居場所づくりのための人材育成や支援の充実を目的とした4つの事業を実施します。

1 子どもの居場所づくり応援アドバイザー派遣

子どもの居場所が希望する団体育成のための有識者や体験指導者を派遣します。

2 子どもの居場所づくり勉強会

これから活動を始めた方や活動をさらに充実させたい方を対象に勉強会を実施します。

3 子どもの居場所インターンシップ

活動中の子どもの居場所にスタッフとして参加し、実際の活動を体験していただきます。

4 ニーズ・シーズのマッチング支援

子どもの居場所のニーズ（してほしいこと）と支援したいと考える企業や団体などのシーズ（できること）を登録し、双方をマッチングすることで、地域資源の活用による子どもの居場所の充実を目指します。

※各事業の詳細については、QRコードよりご確認・申込をお願いします。

※事業実施期間：令和5年7月3日（月）～令和6年2月29日（木）

お問い合わせ 三重県社会福祉協議会 子どもの居場所支援事業担当
TEL 059-227-5145 E-Mail kodomo29@miewel.or.jp



令和5年度 ボランティアコーディネーション研修 <実践編>

施設で、地域でボランティア活動の調整をするために必要な知識・技術の理解と向上を目的に開催します。

- 日時・内容**
- 1日目** 9月11日(月)「仲間づくりのためチラシ作り講座」
 - 2日目** 10月10日(火)「個人情報保護 ICT社会のボランティアコーディネーション」
 - 3日目** 11月13日(月)「受入型ボランティアコーディネーションの実例」
 - 4日目** 12月21日(木)「ボランティア団体・活動者とのコミュニケーション」

福祉施設職員に
オススメ

会場 三重県社会福祉会館2階 大会議室(津市桜橋2丁目131)
2日目のみオンライン(Zoom)

- 対象**
- 社会福祉施設において、職務でボランティア受け入れを担当する人
 - ボランティア関連業務に就いて1年以上の職員
 - 市民活動センター、企業、大学等において職務でボランティアの仲介、送出しや受け入れに携わる人

定員 30名

参加費 無料

申し込み方法 申込フォームへ必要事項を記入の上、お申し込みください。

申込締切 9月1日(金)

問合せ先 三重県ボランティアセンター(津市羽所町アスト津3階)

TEL 059-229-6634 または 059-227-5145

申込フォーム



令和5年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、
障害者支援施設、
児童福祉施設などに

**スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します!**

◆加入対象は、社協の会員である
社会福祉法人等が運営する社会
福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

保険期間1年

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

プラン1 オプション5 施設の感染症対応費用補償

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 職員等の補償

プラン4 法人役員等の補償



●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用償行賠償責任保険、役員賠償責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 ▶ 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

引受幹事 ▶ 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
保険会社 ▶ TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 ▶ 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ22-12033 から抜粋)



三重県共同募金会からのお知らせ

令和5年度 NHK 等歳末たすけあい義援金申請団体募集のお知らせ

NHK 等歳末たすけあい義援金の申請団体を募集します。

- 1 募集期間** 令和5年9月1日（金）から10月6日（金）まで（消印有効）
- 2 対象事業**
 - ① 身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、支援を必要とする高齢者などの配分事業
 - ② 全国テーマの「つながりをたやさない社会づくり ～あなたは一人じゃない～」及び「災害」の配分事業
 - ③ ①を実施するために必要な一般車両・福祉車両整備及び備品などの購入
- 3 応募方法** 本会のホームページ（<https://mie-akaihane.or.jp>）から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。

令和5年度地域課題解決型募金（テーマ型募金）申請団体募集のお知らせ

共同募金運動の期間拡大期（1～3月）に新しい募金方法のテーマ型募金に取り組む団体を募集します。

- 1 制度概要** 地域の課題解決に取り組む団体が、その活動を住民の方に広く呼びかけ、住民の方の理解と共感に基づく募金活動をおこない、必要な資金を確保することにより、地域福祉の推進につなげていくことを目的としています。
- 2 募集期間** 令和5年9月1日（金）から10月6日（金）まで（消印有効）
- 3 応募方法** 本会のホームページ（<https://mie-akaihane.or.jp>）から様式をダウンロードし、郵送または持参してください。
- 4 団体への支援** ご応募いただいた団体に対しては、具体的な取り組み方法について説明会を開催するなどの支援を行います。

お問い合わせ先 社会福祉法人三重県共同募金会 TEL 059-226-2605

上記募集にかかる対象団体や助成額など、制度の詳細については本会のホームページ（<https://mie-akaihane.or.jp>）をご覧ください。



発行人 井村 正勝
編集人 横田 浩一・広報委員会
発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131
TEL : 059-227-5145 **FAX** : 059-227-6618
URL : <https://www.miewel-1.com/> **E-mail** : info@miewel.or.jp
編集協力 株式会社アイリック